

○財務省告示第二百六十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十八年八月二十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十八年九月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二十年）（第五百五十七回）

二 発行の根拠 法律及びその法律の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び財政

三 振替法の適用等 法律の公債の発行の特例に関する法律（平成二十四年法律第一号）第三十一条並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第I非価格

五

方募

イ

ロ

六

イ

発

入札発競争	価格競争額	入札発競争	価格競争額	・別第II非	債参加者	行及及び	争入札発	非入札発	者価格第I	特・別第I	国債参加場	入札発競争	価格競争額	入札発競争	方法入決定
-------	-------	-------	-------	--------	------	------	------	------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

競争入札発行」という。及び
 格競争入札発行」という。
 後に行われる入札であつた
 務大臣が各限額市場特別
 にごとに発行（以下、国債市場も
 による発行（以下、国債市場も
 別参加者・第II非価格競争入札
 発行と

各申込みの応募額を割り当てる。各
 申込み。そのうち応募額を順次
 当てる。そのうち応募額を順次
 各国債市場特別参加者ごとの
 各限額市場特別参加者ごとの
 申込みの応募額を割り当てる。

額面金額で九千九百七十一億
 うち、財政法第九百七十一
 定に基き、発行した利付債に
 ついては、五十六億に
 八億二千六百五十万を
 に必要となる財源の確保に
 の公債発行の特例に関する
 律第三十一条第一項の規定に
 基づき

八 九

最 額 振替 単位

五 万 円

の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿
の 整 数 倍 の 金 額 に よ る も の と

十 十

一 発 行 行 日

入 価 発 行 行 日
札 格 競 価 争 格

平 成 二 十 八 年 八 月 二 十 五 日

十 額 十 額 十 額
五 面 金 額 以 上 の 円 に つ き 九 十 八 円 三

ロ

国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 種 非 争 入 札 及 び 行 市 場 特 別 参 加 者 第 二 種 非 争 入 札 競 行

十 額 十 額 十 額
八 面 金 額 百 円 に つ き 九 十 八 円 三

十 十

三 二

利 率 入 札 競 行 争 入 札 競 行 争 入 札 競 行 争

年 〇 二 パ ー セ ン ト
募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者 は
弘 込 金 額 を 第 二 十 号 に 規

定 算 出 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 した 金 額 を 第 二 十 号 に 規
定 した 金 額 を 第 二 十 号 に 規

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.2 \times \frac{66}{100}}{365}$$

十四 初期利子

平成二十八年十二月二十日を

平 成 二 十 八 年 十 二 月 二 十 日 を 支
 払 期 と し、次 の 算 式 に よ り 算 出
 し た 金 額 を 支 払 う。た だ し、支
 払 期 が 銀 行 休 業 日 に 当 た る と き
 は、そ の 翌 営 業 日 に 支 払 う。以
 下、次 号 及 び 第 十 六 号 に お い て
 規 定 す る 期 日 に つ い て 同 じ。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2 \times 1}{100 \times 2}$$

十五 第二期利子

毎 年 六 月 二 十 日 及 び 十 二 月 二 十

日 を 支 払 期 と し、各 支 払 期 に お
 い て、そ の 日 以 前 六 月 間 に 属 す
 る 利 子 を 支 払 う。

十六 償還金額

平 成 四 十 八 年 六 月 二 十 日

十七 償還金額

日 本 銀 行 額 百 円 に つ き 百 円

十八 払元利

財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者

十九 入札参加

平 成 二 十 八 年 八 月 二 十 五 日

二十 払込期日

平 成 二 十 八 年 八 月 二 十 五 日